## 第18回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成22年3月23日(火)新発田市役所別館2階会議室		
内容	<ul><li>・あいさつ</li><li>・議事         <ul><li>(1)抽出工事等の審議について</li><li>(2)第19回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</li><li>(3)その他</li></ul></li></ul>		
委 員 (委員数 5 名) (出席数 5 名) 審議対象期間	委員長 柳 則行 (弁護士) (出席)         委員 山田 耕太 (大学教授) (出席)         委員 八木 庸一 (税理士) (出席)         委員 若桑 昭男 (公募委員) (出席)         委員 加藤 康雄(公募委員) (出席)         平成21年9月1日~平成19年12月31日		
抽出案件	7件(対象工事総件数154件)		
制限付一般競争入札	<ul> <li>・下補第6号         新発田北部6号幹線(560他2)管渠工事         ・下補第7号         新発田北部処理分区(637他4)管渠工事         ・特紫補第2号         紫雲寺本町処理分区(509他3)管渠工事         ・下単第6号         新発田北部処理分区(966他3)管渠工事         ・受託第10号         旧南保育園改修(建築)工事         ・簡第21号         板山地区(小戸・上車野)簡易水道区域拡張事業に伴         う配水池築造工事</li> </ul>		
公募型 指名競争入札	0件		
通常 指名競争入札	0件		
随意契約	・浄水第3号 1件 3 沈殿池駆動部更新工事		
委員からの意見・質 問、それに対する回答	別紙のとおり		

委員会による意見の 具申内容	特になし
その他	傍聴者3名

意見・質問	回答	
<ul><li>1 開会</li><li>2 あいさつ</li></ul>		
3 議事 (1)談合情報について ・談合情報があり、対応の仕方と再入札について確認したい。 ・落札者が談合情報どおりなら極めて談合があったと言えるのでないか。	・談合情報対応マニュアルに沿って対応している。審査委員会で審議した結果、談合情報は信憑性が高いと判断し、業者に対して事実関係の有無を確認したが、結果談合はないという結果だった。市は公正取引委員会のような調査権、捜査権を持っているわけでなく行政として精一杯の対応をしたつもりである。もし今後談合が確認されれば、契約解除、賠償金請求等の対応をする。 再入札については、入札参加要件を満たすものがいなかったので、実施した。	
・談合情報があれば、そのことも情報提供してほしい。	・今後はすぐに連絡をしたい。	
・委員会資料に、談合情報どおりの結果があったのかの記述をしてほしい。	・結果、事実関係の確定がされていないので、 風評被害を防ぐために業者名は資料に記載 しなかった。しかし今後は、固有名詞は記載 しないまでも、可能な限り事実関係は記載す る。	
(2)入札全般について ・地域により落札者のかたよりが出ているの ではないか。また、落札率が前回に比べて高 いので、他に国や県の落札率など比べる基準 を示してもらいたい。	・地域性もあると思う。また、最低制限価格は工種別に違うこともあるので、落札率の変動はありうる。 今後、比べる基準を示したい。	
・一覧で見ると、水道局の落札率が高いが、市と水道局で入札に何か違いがあるのか。	・市と水道局の違いはない。 今まで水道局では指名入札をしていたが、	

市の入札との一元化により、制限付一般競争で入札しており、参加資格があれば唯でも参

加できるようにしている。競争性はないとは 思っていないが、結果的に他よりも落札率は 高くなっている。今後も競争性確保について 改善方法を検討していかなければならない と考えている。

- ・水道局発注工事に総合評価がないのはなぜか。
- ・今後は総合評価の拡大を考えていかなければならないが、水道局では総合評価に係る工事検査の点数、基本の評定制度がないので、早急に整備を考えている。

## (3)抽出工事等の審議について

- ・今回抽出した案件は加藤委員が抽出。
- ・ 今回抽出の下水道建設課案件で、この総合評価案件と似たような案件があるが、総合評価はどのように決めるのか。
- ・入札額が全体の1%未満の額で最低制限価格未満になり失格となるものと、落札候補者になるものの差が出ているが、技術力の優れた会社が失格になっているのではないか。
- ・1案件で9社の失格者があるが、最低制限 価格の設定に問題があったのではないか。
- ・次回あたりで、失格者が目立つようであれば事務局に統計をとってもらう。
- ・保育園に関する工事の落札率が高いがなぜか。

- ・抽出案件について説明。
- ・今回の抽出の総合評価案件は、都市計画道路で、交通量が多いため、総合評価の提案型とした。似た案件は交通量が少ないため、総合評価としなかった。
- ・入札書と合せて、施工可能も含めて内訳書の提出も求めている。業者の価格決定には、 直接工事費等の積み上げによるものである ため、適正な価格の競争であると考えてい る。
- ・最低制限価格の算定根拠は、県の基準を採用している上、公表しているものであるため、問題があるとは考えていない。現行は5月1日から同じものを使用している。
- ・建築には県単価がなく、見積を取るという やり方をしている。また1件1件に特殊性が あるため、見積業者が変われば金額も違って くる。そのため落札率との因果関係はない。
- ・水道局の案件に随意契約が上がっている
- ・今回抽出の案件は、部品を交換しながら補

が、同様の案件はたくさんあるのか。

修しているものであり、メーカー保証等も考慮して随意契約をした。今後も同様の案件は ある。

- ・ 予定価格における請負費の差について、 その後の活用について
- ・金額は確認ができる。
- ・入札にかからないように小額に落としての 発注の発見について
- ・そのような事はないと思う。
- ・委員会における変更の報告について、請負額の3割を超えるものを報告してもらいたい
- ・報告させていただく。
- ・天下り、渡りはあるかどうか
- ・聞いていない。

・口利きの情報について

- ・市には倫理条例があるので、そのような不 正行為はない。
- ・下請けの利益がゼロにならないような行政 からの指導をしてもらいたい
- ・他市では公契約条例があるところもあるが、当市では市長が議会答弁においても、賃 金体系は法で制定されているものであると示している。民事に介入は難しい。
- ・最低制限価格設定の考え方があるのだから、行政が業者に指導することもできるのではないか。
  - ・民事介入については難しい。今後、国等の 対応について通達等があればお示ししたい。
- (2)次回委員会開催に伴う抽出委員につい て
- ・次回の事案抽出を柳委員長に委任。

## (3)その他

- ・(質問・意見等なし)
- 4 閉会